

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日時	平成29年10月25日 午後2時00分から午後4時30分まで
3 会場	市役所本庁舎 5階 第3委員会室
4 出席者	佐藤芳嗣委員、鈴木志保委員、西俊子委員、野瀬裕昭委員、日野敬輔委員、安井幸次委員
5 市側出席者	井上副市長
事務局	神代総務部長、柳原総務課長 小林文書法規係長、岩崎文書法規係主任、小林文書法規係主事
国保年金課	細川課長、坂口課長補佐
情報システム課	清水課長、佐野係長
6 公開・非公開	公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成29年11月6日
協 議 事 項 等	

1 人事通知書の交付
2 副市長あいさつ
3 委員及び事務局の紹介
4 会長選出
5 会長あいさつ
6 会長代理の指名
7 議事
(1) 情報公開・個人情報保護制度について
・資料に基づき、事務局から説明
・意見・質問
(委員)「公開しないことができる情報」とあるが、個人情報も公開することがあるということか。
(総務課長)「しないことができる」とあるが、基本的には非公開である。ただ、一律に非公開とするわけではなく、情報公開請求の内容に応じ対応していくという意味である。
(委員) 公立大学法人化された長野大学は、条例の「実施機関」に含まれるのか。また、上田市立産婦人科病院についてはどうか。そこで受けた情報公開請求の取扱いについてはどうか。
(総務課長) 長野大学については、市の実施機関に含める方向で検討している。ただ、公立大学法人化したばかりで、そこまで対応できてはいないため、現状では大学独自で対応してもらっている。しかし、近いうちには市の条例が適用されるようにしたい。
市立産婦人科病院については、実施機関に含まれるため、条例が適用され、市長に対して情報公開請求を行うこととなる。
(2) 国立大学法人筑波大学が実施する「国保データベースの帳票に基づく慢性腎臓病の実態調査」に伴う個人情報の提供について
・資料に基づき、国保年金課から説明

・審議

(委員) 本件の筑波大学の調査は、上田市だけでなく、全国一律に行われているものか。

(国保年金課長) 筑波大学の方では、特定の自治体について推薦を受けて、そこに対して依頼をしているようだ。

県内の依頼件数は38件、そのうち提供実施自治体が29自治体となっている。自治体名は非公表となっているため、どこが提供したかまでは分からない。

(委員) 提供するのは保有する国保のデータベースを遡って全てということか。

(国保年金課長) 平成26年度から31年度までのデータの提供を求められている。

(委員) 研究結果は、対象となった自治体全体のデータがフィードバックされるのか。それとも、上田市のデータが上田市にフィードバックされるのか。

(国保年金課長) 全国的な傾向という形でのフィードバックになるかと思われる。

(委員) 提供する問診情報の内容を見て、個人を識別できる情報があるのかどうかを確認したりするのか。

(国保年金課長) 前提として、まずは上田市に居住する方の氏名、住所、生年月日等の情報は削除する。例えば、「40歳 男性」というような形のデータにする。どこの自治体にお住まいの方というのは分からない形での情報提供になる。

問診情報については個々に色々な書き方があるので、病気について数値化した形で一括してまとめたり、細かな自覚症状を電子化したりすることは難しい。提供するのは、電子化できる情報のみだ。

(委員) 情報提供の量はかなりのものではないか。

(国保年金課長) 年間、9,600人ほどが特定健診の受診をしているので、その過去5年分となると、約5万件ということになる。

(委員) 上田市だけの数字か。

(国保年金課長) そうだ。上田市国保の特定健診の対象者は26,000人弱いるが、そのうち40歳から74歳のうちの9,600件/年が対象となる。

(委員) 9,600人全員の情報を提供することになっているのか。腎臓に関しての患者のみではないのか。

(国保年金課長) 腎臓病やそのおそれのみではなく、生活習慣などから何らかの腎臓の疾患につながる傾向などを調査するものなので、全検診結果だ。

(委員) 特定疾患というと相当な数あると思われるが、それらを提供するということか。

(国保年金課長) 特定疾患の数はたくさんあるが、検診自体で疾患が特定されるわけではない。あくまで検査しか行わないので、疾病の名前がつかうわけではない。あくまで検査結果の数値のデータのみだ。

(委員) 情報提供に関する覚書第5条に、「筑波大学は対象者からの問い合わせに対応する」とあるが、どういうことか。

(国保年金課長) 調査対象となる自治体については非公開とされているが、全国的に当該調査を行ったという事実は公表されるので、これを見た方が、もしかしたら自分の情報も対象になったかもしれないという不確かな情報をもとに問い合わせしてきた場合に対処するという意味だと考えている。

(委員) そうなると、このケースは滅多にないケースだと思う。

(委員) 筑波大学は、自治体だけでなく、広く健康保険の団体にも情報の提供を依頼しているのか。

(国保年金課長) レセプトデータや特定健診のデータについては、国保団体連合会の方に直接申し込んでいる。国保以外だと、社会保険の関係だと診療報酬支払基金の方にもデータの照会をしている。

医療保険者というのは、かなり広がってしまうため、市町村を中心にデータの収集を行っていると考えられる。

(委員) 公益性自体は否定できないと考える。個人の疾患が公になるというおそれもなさそうだ。

(委員) 筑波大学への特定健康診査に関する個人情報の提供については、「公益上の必要性がある」ことから、

審査会としては、これを認めることとしてよろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 統合型地図情報システム (GIS) における個人情報の取り扱いについて

- ・資料に基づき、情報システム課から説明
- ・審議

(ア) 目的外利用について

(委員) 統合 GIS は、何種類もあるのか。

(情報システム課長) GIS のシステム自体は1つだが、空中写真や地形図など、地図の上に面を重ねていくようなレイヤーと呼ばれるものをいくつも作ることができる。道路だったら、管理課が所管している図面データのレイヤーを作って載せていくことができる。いくつものレイヤーを各課が管理しているが、これを共有することになると、例えば市民課が保有している情報を他の課が使うことになると目的外利用になってしまうので、そこを乗り越えたい。

(委員) 管理課や税務課が、それぞれの地図データを作ることが可能になっているということだと思うが、それは、担当課がやるのか。それとも業者に委託するのか。

(情報システム課長) 自分たちで作る場合もあるが、それぞれの課が業者に委託する場合もある。

(委員) 当該情報の一部を抜き出して市民提供することまで考えているのか。それとも、完全に市の内部の事務だけの話なのか。

(情報システム課長) 将来的には、発展して市民に提供できる形になればいいと考えている。市民に提供できる空中写真などの地形図は公開型にしており、将来的にはハザードマップ等を市民がインターネット上で閲覧可能にするとか、管理課が都市計画図を一枚400円で売っているが、これを公開型のGISで閲覧できるような、サービスの向上を将来目指している。

(委員) 個人情報の保護措置について見ていくと、他の部署は権限がある分しか見られないようにするといったシステム上の設定は行われるのか。

(情報システム課長) そうだ。例えば、都市計画課が税務課所管の地図データを使いたいという申請が上がり、税務課から許可が下りたら、その旨の連絡が情報システム課に来る。情報システム課は、個人のパソコンのICカードの設定を操作して、アクセス権限を与える。全く違う課の人は当該情報を見られないという区分けをシステム上で行う。

(委員) 一度許可を受ければ、広く閲覧可能な状態になると思われるが、そのあたりの管理方法はどうか。

(情報システム課長) GISに限らず、マイナンバー等でも同様のことが言えると思うが、上田市は二要素認証といって、今はICカードがないとパソコンにはログインできない。ICカードで1回入ってしまうと、誰でも使えてしまうが、時間制限を設けており、離席してしまうとパスワードがないと入れないという制限を設けている。当該システムは今年度から始まった。カードの貸し借りなどは言語道断だが、そういったことが起きないように教育なり研修を実施する必要があると思う。

(委員) 当該GISデータを出力して紙で持ち歩くことはあるか。

(情報システム課長) 紙ベースで出力することは可能だ。その点は危惧しなければならないと思う。そういった資料は外部に持ち出さないよう、職員への周知徹底が重要だと考える。

(委員) 住民票を置いてる場所を地図に落とし込むと言っていたが、これは非常に個人情報である。その管理をどこまで徹底できるか。住民票の情報を知られたくない人はたくさんいる。この管理はいったん漏れたら大変な個人情報の漏えいになってしまう。

(情報システム課長) 住民登録してある市民全員ではなく、世帯主に留める。DV 被害の関係で住所を隠す場合もあるため、災害等の時に世帯員全員を知りたいという場合には開放することもあるが、基本的には世帯主のみ閲覧できるようにする。

(委員) 表札情報は住民情報から作成するという話だったが、その目的外利用というのはどういう理由で利用されるのか。また、不動産登記簿でそもそも公開されている情報なのであれば、個人情報として取り扱うべき情報ではないのではないか。

(情報システム課長) 情報をどうして集めているのかというのは、市民課の住民基本台帳の作成であって、法律で定められた事務のためである。目的外の理由については、先ほど述べたとおり、国保の特定健診の結果が悪かったから訪問して指導するために住基の情報を使うなど、市民サービスのために使われる。登記簿に既に掲載された情報の扱いについてはどう考えるか難しい点ではあるが、あくまで、こちらが作成した情報を他の部署に流し込むのが目的外利用である。違う情報を違う場所から持ってきてほしいというのが今回審査をお願いしたい事項なので、それを踏まえていただければと思う。

(委員) 地番図の中にある登記情報は、どこまでが掲載されたものか。

(情報システム課長) 別紙1の裏面の図4に土地概要というものがあるが、ここに出てくるものだ。地目、地籍、所有者等である。

(委員) 市役所内で共有するためにこれから作り上げていくわけだが、それを市民に公表するというのは別問題のように思う。今の議題は、市役所内で共有するためのシステムの構築だ。

(委員) 行政の効率化・利便性の面からは認めてもいいと思うが、あとは個人情報のセキュリティの問題だと思う。

(委員) その具体策が、今の段階ではまだ定まり切っていないように感じる。導入に当たって、まずはそこが先なのではと思うので、これからこうしますというだけでは足りないように感じる。チェックシステムの構築が急務だと思う。

(委員) データを USB で取り出すことはできるのか。

(情報システム課長) 制限することもできるし、解くこともできる。

(委員) それではすぐにコピーできてしまうということか。それは少々怖いと感じる。

(情報システム課長) GIS に限らず、マイナンバー制度が始まったあたりから、国が自治体の情報セキュリティに対して向上を求めている。自治体ごとにセキュリティーポリシーを作ったり、研修・訓練をすることで、将来的には原則 USB の持ち出しを禁止するような仕組みに高めていく予定だ。県とも連携をとり、市としてもセキュリティの向上に努めてまいりたい。

(イ) 業者へのオンライン結合について

(委員) 具体的な事業者は想定されているのか。

(情報システム課長) この審査会で承認が得られた後に、プロポーザル方式で業者の選定を行おうと考えている。実際の業者自体は限られており、4社ほど声をかけてプロポーザルを進めていきたい。

(委員) 指名競争入札ではないのか。

(情報システム課長) 指名競争入札だと金額のみの比較だが、プロポーザル方式は金額を含めて、使い勝手や会社自体の信用度など様々な観点で職員の方で採点し、総合点で選定する方式となる。

(委員) そうなると、職員の評価能力が問われるのだが。

(委員) LGWAN のサービス提供者というのは、総務省から認定を受けるにあたって、審査は通っているということか。

(情報システム課長) そうだ。

(委員) ならば、そういった業者から選定するという事は、セキュリティだったり、信頼性というものが一定程度担保されている業者の中から選ぶということか。

(情報システム課長) そうだ。

(委員) 契約時に、情報に関する取り決めも行われるということか。

(情報システム課長) これに限らず、市と契約する業者には守秘義務も課されるし、職務上知り得た秘密は外部に漏らさないという取り決めになっている。

(委員) 統合型地図情報システムの利用に係る個人情報の目的外利用については「公益上の必要性がある」こと、また、統合型地図情報システムのオンライン結合については、「公益上の必要性があり、また、必要な保護措置が講じられている」ことから、審査会としては、これを認めることとしてよろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 平成 28 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

- ・資料に基づき、事務局から報告
- ・意見・質問

(委員) 印鑑登録証明書の発行履歴とあったが、これはどういうものか。

(文書法規係長) 印鑑登録した本人が開示請求したもので、自分の印鑑登録証明書がいつ発行されたかを確認するために行ったものである。なお、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に登録した人が、第三者交付に伴って通知を受けた場合に、誰が自分の住民票の写しを交付したのかを確認するため、請求書の開示請求する場合がある。

(委員) 本人通知制度では、自分の住民票の写しが何通発行されたかというような情報が通知されるのか。

(文書法規係長) 通知には、住民票の写しを第三者に交付したこと、交付年月日、戸籍謄抄本や住民票などの交付種別、交付件数、代理人又はその他の第三者との交付請求者の種別に係る情報を通知している。第三者から職務上請求されることがあるので、そういった場合に自己の個人情報として開示してほしいという事例がある。ただ、開示請求されても、特定の個人に関する情報や事業を営む個人の権利等正当な利益を害する情報については、開示せず、墨塗りにしている。

なお、住民基本台帳法施行令第 15 条の 2 に規定する業務、例えば、弁護士の業務であって、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務に係る住民票の写し等請求の場合は、本人への通知は行っていない。

(委員) 本人通知制度において、本人が自分の住民票の写し等の第三者申請の発行履歴が欲しいと申請した場合は、条例によらずとも、過去に遡った履歴を見ることはできるのか。

(文書法規係長) 住民票の写し等の発行履歴を過去に遡って見るためには、条例に基づく開示請求でなければ見ることはできない。

(5) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について

- ・資料に基づき、事務局から説明
- ・審議

(委員) いままでカード番号などは、個人情報の対象外だったのか。

(文書法規係長) いまでも個人情報として取り扱ってきた。今回、国において個人の行動、状態等に関する情報、いわゆるパーソナルデータの利活用を推進する仕組みなどが設けられたことに伴い、個人情報の定義の明確化が図られた。これにより、保険証番号や旅券番号は、個人識別符号として個人情報に該当する

ということが明文化されている。

(委員) 定義を法律に合わせて明確化するというのはいいことだと思う。

(委員) 市は指紋データを持っているのか。

(文書法規係長) 現時点では持っていない。

(委員) 要配慮個人情報の扱いについて、説明をお願いしたい。

(文書法規係長) 改正された行政機関個人情報保護法において、人種、病歴、犯罪歴などの差別・偏見を招いたり、特に配慮を要する個人情報、11項目を新たに「要配慮個人情報」と定義されたことから、市においても法律の規定に倣って条例の改正を行いたい。また、現行の条例においては、人種、思想・信条、社会的身分等に関する情報、いわゆるセンシティブ情報の収集を原則禁止としつつ、法令等の定めるところにより当該情報を収集する場合、審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めた場合に限り収集を認めるなど、当該情報の保護を図ってきたところであり、引き続き、当該情報の保護を図るため、原則収集禁止の取扱いを維持したままで要配慮個人情報を従前のセンシティブ情報と同様に取扱う運用を行ってまいりたい。

(委員) 今後新たに要配慮個人情報を市が保有する場合は、どのような手続を行うのか。

(文書法規係長) 保有個人情報の取扱いに係る事務を新たに開始する際には、保有個人情報取扱事務届出書を市長に届けなければならないが、その届出事項に、要配慮個人情報も追加することとし「要配慮個人情報」の適正な管理を行う。

(委員) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴う条例改正については、異議なしということではよろしいか。

(委員) 異議なし

(6) その他

現在、保有個人情報の訂正請求に係る審査請求が一件上がっているところであり、日程を調整してまた審査会を開く旨、事務局から伝えられた。

8 閉会